

新旧対照表

	新	旧
P1 2行目	令和5年6月30日付 05政計ブ第123号 令和6年2月26日付 05政計ブ第334号 令和6年3月29日付 05政計ブ第360号 令和7年3月28日付 06政計ブ第477号 <u>令和7年5月19日付 07ス戦イ第331号</u>	令和5年6月30日付 05政計ブ第123号 令和6年2月26日付 05政計ブ第334号 令和6年3月29日付 05政計ブ第360号 令和7年3月28日付 06政計ブ第477号
P1 20行目	第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)「補助事業」とは、公募要領に基づき、採択されたプロジェクトをいう。 (2)「補助事業者」とは、公募要領に基づく、応募者（応募主体者）かつ補助を受ける意思があるものをいう。 (3)「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。 <u>(4)「プロジェクト期間」とは、公募要領に基づく、プロジェクトの実施期間をいう。</u>	第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)「補助事業」とは、公募要領に基づき、採択されたプロジェクトをいう。 (2)「補助事業者」とは、公募要領に基づく、応募者（応募主体者）かつ補助を受ける意思があるものをいう。 (3)「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。 <u>(新規)</u>
P4 11行目	第10条 補助事業者は、<u>補助事業の内容を著しく変更しようとするときは</u>、あらかじめ様式第4－1号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 2 補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ様式第4－2号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。	第10条 補助事業者は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は</u>、あらかじめ様式第4－1号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 <u>(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。</u> <u>(2) 補助事業の経費区分の相互間においていずれか低い方の 20%を超えて変更しようとするとき。</u> 2 補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ様式第4－2号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

新旧対照表

	3 第1項及び第2項の承認にあたっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。 4 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、様式第4－3号による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。 5 補助事業者は、本条第1項による申請を行う場合で、公募要領に基づき応募時に提出したプロジェクト期間中の総額費用を、今後の支出予定も含めて超過することを見込んだ場合には、あらかじめ、様式第4－1号による変更承認申請書を準用して、その費用、理由、具体的な成果見込み及び変更後の実施計画書を書面にて提出し、知事の承認を得なければならない。 6 補助事業者は前項の承認後に交付申請を行う際には、採択事業年度ごとに定める各年度の別表に定める事項に従わなければならない。 7 知事は、第5項による承認にあたって、別途、外部有識者に対し、当該総額費用を超過する経費により見込まれる効果及び金額の妥当性について意見を求めなければならない。	3 第1項及び第2項の承認にあたっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。 4 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、様式第4－3号による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。 <u>（新規）</u>
P.8 最終行	<u>この要綱は、令和7年5月19日から施行する。</u>	<u>（新規）</u>